明治後期の公民読本における「外交」「戦争」に関する記述内容の検討

土 屋 直 人* (2002年9月30日受理)

はじめに

戦前日本の実業補習学校は、1890 (明治 23) 年の小学校令、1893 (明治 26) 年の実業補習学校規程の公布(文部省令第 16 号) により法令上設置が規定され、その後、1899 (明治 32) 年の実業学校令(勅令第 29 号) の制定に伴い実業補習学校は実業学校の一種とされた。また 1902 (明治 35) 年には改定実業補習学校規程(文部省令第 1 号)が公布され、各地域の事情により一定の自由な学校経営が許されるものとされていた¹⁾。そして日露戦争後の地方改良運動の進展とともに、実業補習学校等における公民教育振興の気運が高まる。

1913 (大正 2) 年,文部省設置の実業補習学校教育調査委員会がまとめた報告書「実業補習教育調査報告」の「学科に関する件」は,「修身科は成るべく必須科目とし,個人として必須なる諸徳目は勿論,国民市町村民として心得べき事項を併せて授くるを可とす。」2)と,修身科教授を通した公民教育の意義を認めていた。1915 (大正 4)年には,東京高等工業学校附属工業補習学校(蔵前工業専修学校)中等科の学科課程中に学科目「国民心得」が設けられ,以後,次第に公民教育が実質的に各地で行われるようになる。こうして,1920年(大正 9)年には実業補習学校規程が改正され,公民教育が職業教育とともに実業補習教育の二大眼目とされるとともに,1922 (大正 11)年2月には,実業補習学校標準学科課程が定められ,実業補習学校「後期」の学科目「修身」では,自治民育を旨とする「公民心得」がその「教程」として位置付けられる3)。そして,同年12月に設置された公民教育調査委員会での長期の審議過程を経て,1924 (大正 13)年,文部省訓令を以て「実業補習学校公民科教授要綱」及びその「教授要旨」(「農村用」及び「都市用」)が定められ,内容構成が整備・規定された4)。そこには,兵役や軍備,国際法や外交に関する教授内容として「国防」「国交」といった題目が置かれていた5)。

だが、この実業補習学校では、大正末期における公民科の誕生により、外交や国際法、戦争などに関する内容がそこにはじめて取り扱われるようになったというわけではない。

この「公民科」特設以前,青年団や夜学校,そして日露戦争後に全国各地で増設された実業補習学校などで既に実質的に行われていたとされる「公民教育」。においては,竹越與三郎の『人民讀本』(1901・明治 34 年発行)や大隈重信の『國民讀本』(1910・明治 43 年発行)など一般向け読物や補習読本などとして公刊されていた,いわゆる「公民読本」が使用されていたという"。当時の文部省実業補習教育主事・千葉敬止は,その著『日本実業補習教育史』の中で,「竹越三又氏の人民読本,横山徳治郎氏の公民読本,大隈伯の国民読本なども,三十七八年役前

^{*} 岩手大学教育学部

後に、青年の教科書又は読物として出版され、地方より歓迎されたので、明治の末葉頃より公民教育の問題が、実業補習学校の問題として台頭するに至った」⁸⁾と述べている。これらの他、明治後期に刊行されていた多くの公民読本の中には、「外交」「条約」「戦争」「赤十字社」などの項目の下、外交や条約、国際関係、日清・日露戦争や博愛などに関する記述内容が大幅に盛り込まれていた⁹⁾。

従前の戦前日本公民科教育史に関する先行研究では、その公民科の教科内容史的研究が未だ乏しく¹⁰⁾,公民科が実業補習学校に特設されることになる以前の明治 35 年前後より、公民読本において外交や国際法に関する何らかの知識・態度が実際に教えられようとしていたということは注目されてこなかった。大正末期から昭和初期にかけての、実業補習学校や中等学校における公民科の教科内容についての考察を深めるためには、一つはこの<公民科以前>の公民教育の内容上の特質をも視野に入れなければならないであろう。

本稿は、戦前期日本の実業補習学校において、わが国で初めて「公民科」が特設されることになる以前の明治後期、この実業補習学校の修身科等や尋常小学校の補習(科)、夜学校や青年団などにおいて使用されるために作成、刊行されていた「公民読本」における、国際法や外交、戦争や日本赤十字社等に関する記述内容を検討し、明治後期の公民教育において、尋常小学校を終えた子女や農山漁村青年らに対して、外交や国際法、戦争や博愛、外国人に対する心得などについて、具体的に何がどのように教えられようとされていたのか、その特質について吟味しようとするものである。

ところで、松野修の著書『近代日本の公民教育』によれば、1900年代から 1920年代の「公民 読本」には、「市町村公民を対象」とする「戸籍・度量衡・郵便など、社会制度を簡略に解説したにすぎないもの」と、「立憲制下の権利主体としての国民を対象としている」ものの「二つの類型」があり、横山徳次郎の『日本公民讀本』等は前者に該当し、後者の「立憲帝国主義者の公民読本」には竹越、大隈らの公民読本が該当するという¹¹⁰。本稿では主として、この前者の公民読本に該当すると思われるものを検討の対象とする。

本稿で吟味する公民読本が刊行された時期は、日清戦争(1894・明治 27 年~1895・明治 28年)の後、日露戦争(1904・明治 37 年~1905・明治 38年)前後以降のいわば<戦争の時代>にあたる。以下、経年的にそれぞれの公民読本を追う中で、それらの「外交」や「条約」「赤十字社」、外国人に対する心得などの章項目における記述内容に注目することにしたい。なお、各種公民読本の書誌、及び「外交」「戦争」等に関連する内容項目等については、あわせて末尾、【付表】を参照されたい。

1. 横山徳次郎『日本公民讀本』(明治 35 年)

先に引いた千葉敬止の著書の指摘にあるように、横山徳次郎の『日本公民讀本』(寶文館、1902・明治35年発行)は、竹越『人民讀本』や大隈『國民讀本』と並んで、明治後期以降の実業補習学校等での公民教育において使用されていたとされる代表的な公民読本の一つであり、松野修が「市町村公民を対象」とする「社会制度を簡略に解説したにすぎないもの」と規定する公民読本の一つである。同書の「緒言」には、「本書は、我が国民に最も欠乏するところの、公民的思想の養成に、資せんがため、編纂せしものなり。」と、「公民的思想の養成」という目的が明瞭に述べられており、また、「本書の編纂に当りては、特に、尋常小学科卒業程度の児童

に,適切ならしめんことを期せり,故に,本書は,尋常小学校補習科用,高等小学校,実業補習学校及び青年夜学校等の修身科,公民科,児童教科用書として,用ひしむることを得るのみならず,尚ほ,一般の家庭読本,並に,学校の賞与品等に充つることを得べし。」とその対象を記している。そこには「修身科,公民科」という特定教科用書として使用されるべきことが明記されていることも注目される。

この『日本公民讀本』では、同じく「緒言」に、「本書は、児童の理会を容易ならしめんが為に、一人物を仮設し、全篇に通じて可成具体的に叙述したり。」とあるように、同書全体が主人公・太郎の成長、及び家族の歩みの物語として叙述が進むものとなっている。すなわち「第一章 太郎の家」に始まり、太郎の「小学校時代」、「中学校時代」、「高等教育時代」、「軍人時代」と章が進み、「太郎一家の隆盛」、そして太郎の「弁護士時代」、「代議士時代」と話が展開してゆくという、太郎の成長を追う展開の記述構成となっている。そして、その各章において主人公の太郎のほか、次郎と三郎という兄弟、妹の富子という登場人物を据えるその叙述方法とあわせて、他の公民読本と比較して、その記述は個人の成長物語風の平易な表現からなっており、その読者の対象とする「児童の理会」への配慮が見られる。

同書の中で、外交や国際法、国際関係、戦争に関する記述のある箇所は、「第十章 太郎の軍人時代 中」である。同章の記述の小見出しの構成は「外交 国際法 外交の破裂 開戦 出師の準備 国民の義気 万歳の声 海軍の任務 陸軍と海軍 野戦病院 日本赤十字社 我が軍隊の活気 媾和と仲裁 条約国 外交官」である。

その一つ前の章、「第九章 太郎の軍人時代 上」では、兵役制度の説明とともに、次郎と三郎が徴兵を受けて入営する経緯を述べ、その上で「三郎の除隊の日も、間近になったが、其の年の秋の末頃に、我が国に外交上の一大事変が起った。」と日清戦争を示唆し、そして次の「第十章 太郎の軍人時代 中」の冒頭で次のように説明する。

外交とは国と国との交りのことで,人と人との間に,交際があるよーに,国と国との間にも, 交際がある。人と人との間に,権利義務があるよーに,国と国との間にも,権利義務がある。ま た,人と人との間に,争ひが生ぜぬために,法律があるが,国と国との間にも,同じく法律があ る。これを国際法といふ。国際法にも,また公法と私法とがあることは,一国の法律に公法と, 私法とがある通りである。

然るに、国内の権利の争は、其の国の法律で始末がつくが、国と国との権利の争ひは、必しも 国際法ばかりで決せられぬことがある。その場合は、また他の交際国からの仲裁で、平和になる こともあるが、争ひの極、遂に戦争で理非曲直を、わけねばならぬこともある。(84-86 頁)

前段では、国家間の外交や国際法の説明を個人間関係のアナロジーから述べており、後段では国際法の限界、そして「仲裁」、戦争に至る経緯について、平易な表現で簡潔にその意味内容を説明している。こうして国際法の説明を述べた上で、次に日清戦争の始終についてやや詳しく記述している。

今度の外交上の一大事変といふは、これまで度々、彼我両国の争ひがあって、時々他国からの仲裁もあったが、不幸にも、彼の国は、其の仲裁をかへりみずに、我が隣国を併せとらんとしたゆゑ、やむなく、彼の国と開戦のことになった。これはまったく、仁義の戦争であるから、世界

の国々も、みな我が国に心を寄せた。(86-87頁)

ここでは、「仲裁」「開戦」の経緯を述べているとともに、日清戦争「開戦」の理由を「我が隣国を併せとらんとしたゆゑ」としている。また、注目されるのは、日清戦争を「仁義の戦争」として正当化し、「世界の国々も、みな我が国に心を寄せた。」とされていることである。19世紀以降、第一次世界大戦までの「西欧国家体系(Western State System)」としての国際社会においては、戦争は実定国際法の上では無差別に許容されるという無差別戦争観が支配的であったが¹²⁾、同箇所にはこの無差別戦争観が反映されているといえよう。そして、ここで次のような「国民の義気」の記述が入る。

平時事なき時さへ、忠君愛国の気象に富んでゐる我が国民であるから、かゝる大事がおこって義勇公に奉ずべき秋にあたっては、たとひ身に覚えのない者までも、皆出征を望まぬ者はない。国民軍の兵籍にあるものは、皆義勇兵の組合を作って、しきりに国防の用意をしてゐる有様であるから、太郎兄弟が、皆軍人の教育をうけて、三人打揃って出陣するのを羨まぬ者はない。太郎の両親もま、7 た [,] これを、大に名誉のことゝ思って、喜んでゐました。

国民の義気がかくの如くに盛んであったから、出征の軍人を送る有様は、実に勇ましいもので、 各所にひゞき渡る万歳の声は、さながら世界をゆり動かすよーであった。(88-89 頁)

「忠君愛国」「義勇公に奉ずべき秋」の語を挙げる一方、「皆出征を望まぬ者はない」「各所にひゞき渡る万歳の声」「太郎の両親も……喜んでゐました」といった記述には、国威発揚、「義気」の高揚を更に促さんとする同書の意図が仄見える¹³⁾。次いで「海軍の任務」の平易な説明が入り、以下のような「百戦百勝の有様」を述べる記述が続く。

海陸の両軍は、盛な勢で、勇ましく出発いたしましたが、海上別に恙なくて、陸軍は彼の国の一港から上陸して、しきりに戦闘を開始したが、戦へば、必ず勝ち、攻むれば即ち取るといふ勢で、向ふ所に敵はなく、百戦百勝の有様であったが、時はますます寒くなって、多少の負傷者もあり、凍傷の患者がことに多い。野戦病院は非常な混雑で、赤十字社看護婦の非常な尽力も、看護は常にふゆきとゞきがちで、あるとの事であった。(90-91 頁)

そんな時に、出征していた長男・太郎が「病」にかかって「入院したとのことが、太郎の家へきこえ」、太郎の両親は心配したが、「両親の心中を察して、一層心をいため」ていた妹の富子は、高等女学校を卒業して「多少の弁へもできてゐたから、両親にはかり、自ら志願して、有志看護隊の、仲間に加はり、戦地に向ふことになった。」との記述が続く。それに続いて、次のような「日本赤十字社」の説明が入る。

日本赤十字社は、明治十九年に、万国の同盟に、加はったもので、皇室の御仁慈と、下は心ある人々の力で、出来てゐる慈善事業で、戦争の際は、敵味方の別なく。[,]死傷者を救ふのが目的である、[。]

富子は程なく、戦地について病者、傷者を、我が兄弟も同様に、親切に看護いたしました。其のかひがひしい働きは、一同の人々の目について、皆々のほめぐさに、なってゐました。(92-93 頁)

こうして、「我が軍隊の勇気も、益々盛んで、戦争は、全く勝利の有様になってきた。」というところから、次のような「媾和と仲裁」や「条約」「外交官」等の説明記述に続く。

敵国も、とても、かなはぬと思って、しきりに和睦をたのんできた。二三の条約国からも、仲 裁のことを申込むよーになった。我が国もはじめから、戦争がしたいのではない。唯隣国のため に彼れの不法をせめたまでのことであったから媾和の談判を開いた。

一体この条約国といふのは、我が 天皇陛下が、他国の帝王又は大統領と、交通貿易の条約をお結びになった国をいふのである。この条約に従って、両国の人民は、互に交通貿易するのである。それゆる、条約国の人民は、互に相敬ひ相親まねばならぬ。

条約国は、若しも、事のあった時は、互に外交の官吏に命して、それを処分させるのである。 そして外交官には、種々あって、天皇の代表者を、全権大使といひ、政府の代表者を全権公使と いひ、外務大臣の代表者を、辨理公使といふ。其の外に、通商上の世話をする役人がある。これ を領事といふのである。

此等の外交官吏は、平時は交通貿易のことに力を用ひ、一朝ことあるときは、我が国の権利、利益について、力をつくすのであるから、なかなか、重大な役目である。このたびも、各国それぞれ、自国の利害について、種々の仲裁を申し入れたが、つまり、我が国は、戦勝の位地にあったから、大抵のことは、皆我が国の思ひ通りに、なったのである。(93-96 頁)

先ず、ここでは日清戦争の目的を、「唯隣国のために彼れの不法をせめたまでのことであったから」とし、朝鮮半島支配への政治的・領土的野心という側面を述べることはしていない。また、「条約国の人民」が「互に相敬ひ相親まねばならぬ」理由を、その条約国が「天皇陛下が、他国の帝王又は大統領と、交通貿易の条約をお結びになった国」であるというところから述べていることにも注意が必要である。更に、「外交官吏」の「重大な役目」を讃え、「我が国は、戦勝の位地にあったから、大抵のことは、皆我が国の思ひ通りに、なったのである。」との独善的な記述も見受けられる。なお、そこには1895 (明治28) 年のいわゆる「三国干渉」や遼東半島還付に関する記述はない。

次いで記述は「第十一章 太郎の軍人時代 下」へと続き、平和終局、凱旋、論功行賞などの記述が続き、「太郎兄弟の名誉」に及んでいる。

かくして、同書では、いみじくも日清戦争そのものが外交や国際法、博愛に関する知識内容の直接の教材とされていた。そして、その表現が平易であり、かつ主人公のみならず家族をも登場させる物語風の記述である分、心情に訴えるような記述となっていた。その内容には、自国の外交政策を肯定的に意味づけ、戦時の「忠君愛国」精神を高揚する意図を反映させた部面が見られたことは確かである。なおそこには、同時期の中学校修身科教科書や、後の1910(明治43)年に発行された国定第2期『高等小学修身書新制第三学年用』にあったような、1899(明治32)年に開催された第1回ハーグ平和会議で実定法化された戦争法の内容、すなわち「俘虜」の人道的取り扱いなどの戦時国際法規定の内容を説明する記述はまったく見られず14)、また他の公民読本にあるような、外国人に対する心得を述べる部分も見られなかった。

ところで、この『日本公民讀本』の一方、「一般国民」をもその対象とする横山『増訂 髙等日本公民讀本』(實文館、1903・明治 36 年増訂発行)も同時期に刊行されていた。ただしこの『髙等日本公民讀本』は、『日本公民讀本』のような一主人公の成長物語という叙述構成はとっ

ていない。同書の「緒言」に、「本書は、明治三十五年文部省訓令第三号に於ける、法制及び経済の教授要目の趣旨に従ひ」とあるように、その記述は中学校法制及経済科教科書に近い「簡明」なものとなっている。しかしその内容構成は、同じく「緒言」で、「吾人が実際上に遭遇すべき自然の順序に依りて、編纂したり。即ち吾人に最も接近せる所の、家より始めて郷土に、郷土より地方に、地方より祖国に、祖国より外国に説き及ぼし、以て読者の理解を容易ならしめんことに勉めたり。」と述べているように、「第一章 吾等の家」の「一家の経済」や相続の内容に始まり、市町村の行財政と愛郷心、郡や府県の地方自治と公共事業、「第四章 吾等が祖国」の帝国議会や天皇、租税や保険などに関する内容が同心円拡大的に展開している。ただしそれは、後の実業補習学校公民科教授要綱の冒頭の題目「人ト社会」のように「横」の社会関係に始まるような構成とはなっていない。

この『髙等日本公民讀本』の最終章には「第五章 我が国の条約国」が位置づけられている。同章には「条約」「外交」「局外中立」「条約国の大勢」「対外心と愛国心」「我等の決心」という節内容が続くが,その記述配分頁は他の章に比して少なく,用語解説や制度などの簡略な概説に尽きている。例えば「九七 外交」では,「外交とは,帝国の外部に対する一切の政務を総称するものなり。」との僅かな説明があり,同節の末尾では「要するに,外交は,国の威信を損せず,国民の権利をきづつけずして,よく外人を敬してこれをあなどらず,外人にしたしみて,これを恐れざるにあり。よしなきことにその感情を害して,国家の禍をひきおこすが如きことあるべからず。」と,「国家の禍」という観点から「外人」に対する心得を述べている(178-180頁)。

2. 國民教育社『補習及夜學用書 公民讀本』(明治 35 年)

次に、遠藤隆吉校閲・国民教育社編纂の『補習及夜學用書 公民讀本』(國民教育社、1902・明治 35 年発行)の記述を吟味してみよう。同書「緒言」では、「小学校は、国民教育を授くる国の機関にして、苟も其の卒業生は、国民として一通の徳性を備へ、智識技能を有するものならざるべからず。然るに、今の尋常科卒業のものは浅薄に、高等科を終へたるものも唯其の修養散漫にして、何れも、満足なる国民的性質を備ふるものなきが如きは何ぞや。」とし、そしてその理由を「教科用書に、完全なるもの出でざるに因るならん。」と述べてた上で、「修身・理科・地理・歴史の学科は、それぞれ、独立せる授業時間あるに関はらず、更に読本の教材を、修身・理科・地理・歴史等に採り、順序もなく統一もなく、唯散漫に、これを羅列せる、現在の教科用書は、果してこれ、高等三四学年の生徒に課するに適当なるものなりや」と疑問を呈しながら、同書編纂の目的を述べている。また、「現今、既に学校の業を卒へ、実業に従事する者にして、業務の余暇国民的智識の大要を自修せんことを希ふもの、思ふに尠少ならざるべし。」とし、その対象を「尋常小学校補習科」「高等小学校、補習科、並に青年補習会」「夜学会等」としている。

同書の「第十一章 陸軍と海軍」には、先ず次のようにある。

凡そ, 国家あれば, 必ず軍備なかるべからず。軍備なきの国家は, これを独立の国家といふべからず。然れども, 軍備は, 決して戦争を目的とするものにあらざるなり。敵国を征服し, 国土を拡張せんことを期すものにあらざるなり。軍備の目的は平和にあり。外敵の侵略を防ぎ, 或は

暴虐を加へんとするを避けて、我が国権を保ち、我が国威を張らんことを期するに過ぎざるなり。 剣を学ぶは、徒らに人を斬殺せんがためにあらずして、自身を保護するに止まれり。軍備の目的、 猶ほかくの如きのみ。(39-40 頁)

ここでは、軍備の目的は戦争ではなく「平和にあり」、「自身の保護」のためのものであることが強調されている。これは、前年に刊行されていた竹越與三郎『人民讀本』(1901・明治 34 年初版発行)の「第十三章 軍備の目的」の一部記述と同様の論旨と表現であり¹⁵⁾、『人民讀本』の記述を参考とし、引用した形跡が見られる。これに続いて、陸海軍の軍備に関する内容が述べられ、次いで「第十二章 軍人」では軍人勅諭を「適載」した文章が並ぶ。そして「第十三章 赤十字社」では、

一朝,国家に非常の変起りて,戦乱の不幸あらば,従軍者の死傷すること亦少なからざるべし。 赤十字社は,此の死傷者を救護療養するを目的とし,辱くも,上は,皇室の至慈至仁なる御思召 を体し,下は,仁人淑女の賛同によりて設立せられたるものなり。……

明治廿七八年の役,支那兵,往々,野蛮の挙動をなし,我が捕虜者を虐待し,戦死者の死体に 侮蔑を加へしにもかかはらず,わが赤十字社は,具に,救護の設備をなし,深く,戦地に入りて, 親しく,負傷者を療養し,懇に,病者を救護すること,敵・味方の別なく,善く,この社の目的 を発揚し,大いに内外の賞賛を得たりき。(52-53 頁)

と,「支那兵」の「野蛮の挙動」を例に出しながら,「皇室の至慈至仁なる御思召」や,日清戦 争時における「わが赤十字社」への「内外の賞賛」を述べている。更にこれ続いて,同章には, 皇后陛下の「御思召」について次のように強調する記述がある。

皇后陛下、嘗て日本赤十字社の総会に行啓あらせたまひし際、下し賜ひし命旨に曰く、

兵士の,軍陣に臨み,傷痍を受くるは,各その国のために尽せるものにて,彼我の別なく,その憐むべきこと,佗に比類なし。本社は,この最も憐むべきものをあまねく救ひたすけて,慈愛の情を表するものなれば,予,いかでか喜ばざらん。諸子,よく努めよ。

鳴呼,博愛義俠を以てみづから任ずるわが帝国臣民たるもの,誰かこの令旨を奉体して,其の天 禀の義心を発揚するに怠ることあるべきか。教育に関する 勅語に,『博愛衆ニ及ホシ』と宣はせ たまへる所,誠にこの意に外ならざるべし。(53-54 頁)

ここでは、日本赤十字社の活動に繋げて「皇后陛下」の「博愛義俠」を讃え、またその文脈 から教育勅語の「博愛」を意味づけている。

そして、「第十五章 外交」は、次の書き出しで始まる。

古語に曰く『独リ学ビテ友ナケレバ,即,聞家シ。』と,一国の盛運また,かくの如し。支那は,みづから誇りて中華と称し,外人を軽んじて夷狄とすといへども,其の国運日に衰へて,常に外侮を受くるにあらずや。明治二年, 今上天皇陛下の,神祗に誓はせたまひたる中に,『広ク智識ヲ世界ニ求メン。』と宣はせたまへるも,この故なり。されば,我等は,常に,この聖旨を奉戴して,外国の長を採りて我が短を補ひ,以て国家を裨益せんことを心がけざるべからず。(61-62 頁)

こうした聖旨奉戴の記述が「外交」を説明する箇所の冒頭にあるのは、他には見られない特徴であり、修身科教科書に近いものがある。これに続いて、古代から近世の「支那・三韓」との「交通」、「ペルリ」の浦賀来訪と開国、不平等条約の改正の経緯、内地雑居について説明されている。そして、以下のような「外交」「条約国」の説明が続いている。

抑も、外交とは、条約国相互の交際をいふものなり。条約国とは、 天皇陛下が、各国の帝王又は大統領と交通貿易の条約を結び、両国の人民、この条約に従ひて、互に交通し貿易に従事するを得べき国々をいふ。この条約国には、両国より、互に、外交官吏を派遣して、外交のことを掌理せしむ。(64頁)

先に引いた横山『日本公民讀本』の記述と同じく、ここでは、条約締結における「天皇陛下」の主体性を強調し、あくまでも天皇が外交における主体であることを述べている。こうした記述に続いて全権大使、全権公使、弁理公使、領事館についての説明があり、その上で、「現今、我が国と条約を結び修交をなせる国は、亜細亜洲にありては、支那・朝鮮・暹羅の三箇国にて、欧洲にありては……十四箇国なり。北亜米利加洲にありては、亜米利加合衆国・墨西哥の二箇国、南亜米利加洲にありては、白露・伯刺西・智利の三箇国とす。」と条約相手国を列挙している。そして続いて、「国民としての」「外人」「官吏」に対して「心すべきこと」が以下のように述べられている。

抑も、外交の要は、外人を敬し、これを侮らざるにあり。外人に親み、これを恐れざるにあり。外国及び外国人に対して、故なくこれを軽蔑し、罵言すべからず。又、みづから卑しみ其の軽侮を受くるべからず。みだりに、彼を敵視し、倨傲己れを持することなかれ。親切丁寧を以て彼れに交り、国民として寛大の心を示すことを忘るることなかれ。……殊に、外国公使以下の官吏に対しては、相当に尊敬を払ひ、注意してこれに無礼を加ふることなかれ。決して、其の感情を害して、国家に禍を及ぼすことなかれ。これ実に、我れ等愛国心あるものの、常に心すべきことなりとす。(65-66 頁)

ここでは、「外交の要は、外人を敬し、これを侮らざるにあり」と心得を述べ、更に「官吏」には「相当に」対処すべきことを説いている。更にその最後で、「決して、其の感情を害して、国家に禍を及ぼすことなかれ」としているように、あくまでも国家主義的な観点からあるべき心得や振舞を説き、それは「愛国心」ある者の「心すべきこと」でもあるとしている。

続く「第十六章 修交条約国」では先に列挙した条約締結国の地誌や国勢について約6頁に わたって記述があり、その末尾では「嗚呼、世界は広く強国は多し。蕞爾たる我が日本帝国民、 常に孜々勉励して、其の大勢に後れざらんことを期せずして可ならんや。」(72頁)と締め括っ ている。

なお、同書には、その「簡易」版というべき『公民讀本 乙種』(1902・明治 35 年発行)がある。その「緒言」では、『公民讀本』の本編は「大方教育家諸氏の賞賛を博し、各府県諸学校の教科用書若くは青年の自修用書或は家庭の読本として、ひろく採用せらるるの栄を得た」が、「該書は、もと、主として高等小学校上級児童の学力を標準としたるものなれば、尋常小学校補習科程度の児童には、事実稍複雑に過ぎ、行文亦聊か難渋にて、多少適切を欠くとのことを以

て、更に、この種の読本の一層簡易なるものを要求せらるること甚だ切なり。」と、「本社が、奮つて本書編纂の業をとりたる所以」を説明している。『公民讀本 乙種』の章構成や記述内容は『公民讀本』本編と大きくは変わらないが、全体的に内容を簡略にした平易な表現で説明がなされている記述となっている。ただし、例えば『乙種』の「第十三章 陸軍と海軍と」では、先に引いた『公民讀本』本編にあった、竹越『人民讀本』からの引用部分、「凡そ、国家には、必ず、軍隊の備なかるべからず。……然れども、軍備は決して戦争を目的とするものにあらず。外敵の侵略を防ぎ、内国の乱民を鎮めんがために設けられたるものとす。」「軍備の目的は平和にあり。」の記述や、「軍備の目的」の一つを「我が国権を保ち、我が国威を張らんことを期するに過ぎざるなり。」との記述、そして「自身を保護」という視点もそこには見られない。内容の「簡易」化の跡がこのようなかたちで現れていることは重要である。

3. 市川源三『立憲國民讀本』(明治35年)

市川源三の著『立憲國民讀本』(育成會,仙鶴堂,1902・明治35年発行)にある,「外人に対する務」についての記述は,他に比して異質なものである。

同書の「例言」には、「国民読本は、新教育説のバイブルなり。このバイブル無くては、社会的教育はなし遂げられざるなり。新教育説の唱ふる社会的教育とは何ことぞ。児童を導きて、公徳を重んじ、権利を主張せしめよ。ただ、この一言のみ。この二徳を養はんために、さてこそ法律を授け、制度を示し、経済の何たり、社会の何たるを知らしむるなれ。」とある。ここには公徳養成、権利主張という「二徳」の養成を意味する「社会的教育」のために、何故に法制や経済の知識を知らしめる必要があるのかが明瞭に述べられており興味深い。また同じ「例言」には、「かたぐるしき題目を設けず。いかめしき順序をたてず。例を一家一村に見るべき事実にとり、之によりて説明の歩を起せり。」とある。こうした配慮は、同書が「第一課 私の家」に始まり、その中程に「第五課 家を富ます道」や「第十三課 一村の手本」という内容があるところに現れている。

そして同書には、「第二十七課 他村の人に対する務 附外人に対する務」(その小見出しは「他村民に対して外国人に対して 文明国の戦争 赤十字」)がある¹⁶。なお、同書の中には、「外交」「条約」の課や、戦争に関連する内容を述べる箇所は見られない。

同課の書き出しには次のようにある。

この頃、野田八郎と云ふ人、家族を伴ひて我が村に来り、新に家をたてて、ここを永住の地と 定めたり。然るに、村の少年の中には、ともすれば、この新来の一家に対して、「来り者よ」、「何 処の馬骨ぞ」などと悪口し、をりをりは、其の子供に、暴行をさへ加ふるものありき。我が村の 翁、之をききて心配し、或る日、村の少年を集めて、次の話せられたり。

……このこと真なりとせば、これ実によから着行にして、近くは、一村の不利益・不名誉、遠くは人の道に外れたるものと云ふべし。……野田氏の初めて我が村に来りし時、まづ我が家を尋ねたり。その時、我れに向ひて、久しく人気悪き村に住みて困しめられたり。今、貴村は人気よく風儀よしとききて、移り住まんとす。願はくは村民とせられよ。と、云へり。我が村は、かくも評判よきなり。然るに、諸子に至りて、評判悪き村とならば、諸子の罪、又、大ならずや。(130-132 頁)

これは、明治後期当時の地縁的な村落社会の閉鎖性・排他性を暗示するような記述であり、 同書には、そうした排他性を改めんとする自治公民育成という色が濃いことがわかる。こうして「少年」を諫めるが、更に続けて、「他村」の人の心境を察して「親切に之を取扱」うべきことを強調する。

かつ,思うても見よ。あまた知りあひの人をすてて,見ず知らずの人のみなる他村に住む人の心根を。よし,親切に取扱はるとも,尚,さびしく,心細く感ずるならん。さるを却って不親切なる行に出づ。何ぞ,人の心を思ひやらざるのはなはだしき。諸子,試みに,他村に行きて住む身となりきと考へ見よ。いかにつらく,思ふらん。我れ,既につらしと思はば,人も,亦,然らんと思ふべし。既に,しか思はば,何ぞ,親切に之を取扱はざる。(132-133頁)

当時の多くの農山漁村民にとっては、外国人の存在や国際関係などへの意識はその日常生活からはおよそ程遠いものであり、外国人との関係の切り結び方(同書では「取扱」と述べている)など、その日常的関心にはほとんどなかったものと言ってよいであろう。「村民とせられよ」と「家をたて」た「新来一家」の人を「他村民」とする前提には何らかの暗喩が見えるが、「翁」をして心得を語らしめ、その心情に訴えるような記述方法は特徴的であり、読者が自らの経験や立場に引き寄せて読むことができるようにとの配慮が見られる。そしてそれに続いて、「外国人に対して」の「心得」を次のように述べる。

以上、諸子に語りし心得は、ただに近村の人、我が村に来住せるものに対して必要なるのみならず、又、外国人の、我が国に来住せるものに対しても、必要なり。諸子よ、外国人なりとて、之を卑下し、暴行を加ふることあるべからず。これ、外人の我が国に来遊することを妨ぐるものにして、我が国の不利益なり。又、外人は我が国を以て野蛮国となさん。これ、我が国の不名誉なり。かつや、これ、実に人道にあらざるなり。見よ、敵国の人民すら、尚、之を保護するは、文明国のひとしくなすところにあらずや。敵国の軍人すら、既に、戦ふ力無きものは、之を救護するは、文明国のひとしくなすところにあらずや。諸子よ、他人の心を思ひやり、他人に親切なるは、これ実に最もすぐれたる人道なるぞ。(133-134頁)

ここでは、「我が国」の「不名誉」「不利益」という観点から外国人への「卑下」「暴行」戒める一方、更に「赤十字」の活動や、「文明国の戦争」における戦時国際法規に関する内容に説き及び、それを「思ひやり」「親切」というところから、「人道」として説明している。このように、外国人に対する心得を「人道」という文脈から説明していることは、同書の記述における特色の一つである。

こうして同書では、他村民に対する「務」のアナロジーとして、同じく「他」者、〈異者〉である外国人に対する「務」を説明していた。〈よそ者〉に対する冷遇という〈ムラ社会〉の例話を挙げつつ、対・「他村民」と対・「外国人」とは同種のものであるという論理から、村や国家という共同体の利益と名誉を汚さぬことが最上の「公徳」であるとされていたことに留意が必要である。

4. その他の公民読本における記述

(1) 國民教科研究会『家庭補習 國民讀本 巻ノ下』(明治 34 年発行)

国民教科研究会の編纂になる『家庭補習 國民讀本 巻ノ下』(1901・明治34年発行)の「第十 明治二十七八年の役」では日清戦争の事実的経緯が詳述されている。そこでは冒頭、「東学党の内乱」に際して「清国其機に乗じ、朝鮮を属国にせんと欲し、数千の兵を牙山に送れり」とし、「因て我国は、居留人民を保護し、且つ朝鮮の危急を助けんが為めに兵を遣はせり」と説き起こしている(37頁)。また同章では「三国干渉」についても、「三国は、我が国の遼東半島を永遠に領有するを以て、東洋の平和に利あらずとなし、相連合して、其地を清国に還付せんことを忠告せり。我が 天皇陛下之を容れさせ給ひて、……」と冷静に記述するも、「実に此役は、古来未曾有の勝利にして、是れより我が国威益々赫々として五洲万国に耀けり」と結んでいる(42-43頁)。

そして、「第十八 条約国」では、冒頭、「我が国は、古来東洋に孤立して、支那朝鮮及び和 蘭の外は交際せず、其他の国人を視ては、総べて之を野蛮と為し、彼等が国内に入り、国民と 交ることは厳禁して許さざりき」(69-70 頁)と述べ、続いて開国の経緯、公使、領事の説明が ある。そして、続く記述では、

斯の如く各国互に外交を重んじ、条約を結びて相交通するは何ぞや、彼我共に之に依りて国利 民福を謀らんが為なり、列国の間には外に仁義を飾りて、内に吞噬の政略を懐くものなきにしも あらず、故に本邦は、之に対して常に警戒を加へ武を錬り兵を養はざるべからずと雖も、専ら平 和の交際を旨とし、努めて戦争の惨禍を避けざるべからず、平和の交際より生ずべき内外の利益 は最も広大にして、戦争のために起るべき禍害は極めて惨烈なればなり。

平和の交際は、信義を重んじ、恭敬を尽すに在り、故に我が国民の外国人に対するには、決して詐偽無礼等の行あるべからず。(72-73 頁)

と、「外に仁義を飾りて、内に吞噬の政略を懐くものなきにしもあらず」というシビアな国際関係観を述べ「常に警戒を加へ武を錬り兵を養」うことの必要を説きつつも、「専ら平和の交際を旨とし、努めて戦争の惨禍を避け」るべきと指摘している。これは、同書と同年に刊行された竹越『人民讀本』の一部論旨と酷似した内容である。

(2) 普通教育研究會『公徳養成 國民新讀本』(明治 38 年訂正再版)

井上哲次郎校閲・普通教育研究会編纂の『公徳養成 國民新讀本』(鍾美堂,1904・明治 37 年初版発行,1905・明治 38 年訂正再版発行)は、先に検討した横山徳次郎『日本公民讀本』とその記述の形式、叙述方法を同じくするものであり、その各章において千代田家の一郎、次郎、三郎の 3 兄弟、そして妹お菊のそれぞれを登場人物に据え、その素行を巡る逸話を各章の記述の流れの中に位置付けるかたちで叙述を進めている。こうした点から、同書は横山『日本公民讀本』を模倣して作成されたものと推測される「70。ただしそこでの題材は、同書刊行の時期にも遂行されていた日露戦争そのものである。

同書の「第九章 義勇奉公」では、先ず「末の弟三郎」が歩兵第三連隊に入営してから帰休

するまでの叙述を通して「徴兵」や「軍隊生活」について説明し、その後では、兄の一郎の事業を助ける中で、「強大なる隣国露西亜が、暴慢無礼な振舞をして、わが国の体面は勿論、独立にもかかはる外交上の問題」が起こったとし、次いで「外交」「条約」とは何かについて解説している。続いて、小見出しの「国際法」から「仲裁」「一国の安危存亡」にかけての箇所には、次のような記述が見られる。

国と国と交際をする間に、古来一種の法律がある。これを国際法といふ。一国内の権利の争ひは、その国の法律で処分するが、国と国との権利の争ひは、必ず国際法ばかりで決せられぬことがある。その場合は、また他の交際国からの仲裁で、平和になることもあるが、争ひの極、つひに戦争で、理非曲直をわけねばならぬこともあります。

たとへば、人と人と喧嘩をするところへ、仲裁人があって仲直をするが、それで納まらぬときは、警察又は裁判所に訴へて、理非曲直をわけると同よーである。けれども戦争は、一国の危急存亡にかかる一大事でありますから、決して一時の怒や、名利のために企てるものでないのです。若しその戦が、一国の権利と存亡とのためでなく、その戦が不義の戦であれば、国民がその禍を蒙るは云ふまでもなく、祖先と子孫とに対して、恥づべき極であります。(99-101 頁)

その前段には、先に確認した横山『日本公民讀本』における記述の模倣の跡が見られるとともに、その後半部分「けれども戦争は、……恥づべき極であります。」の記述は、「不義の戦」などの言葉を使用していることからもわかるように、竹越與三郎『人民讀本』の「第二十三章戦争と平和」の一部から引いた論旨、表現である¹⁸⁾。そして、小見出し「日露開戦」の箇所では次のような説明が続く。

露国はその強大を頼み、国際法をも顧みずに、我が隣国なる清国の満州と韓国をさへ、併さうとしたのです。その隣国の存亡は、我国の権利と存亡とにかかはるから、国民は至るところに対外運動をして、同胞の勇気を奮起させました。そこで止むを得ず、いよいよ彼の国と戦を開くことになったので、全く正義の戦争であるから、世界の国国も、みな我国に同情を表しました。(101-102 頁)

ここでも先と同様に、横山『日本公民讀本』からの模倣が見られる。以後、日露戦争の経緯や「国民の義気」「義勇軍」について、「向ふところ敵するものなく」などと日本の優位性を述べる記述が続き、その次には「赤十字社」の目的や「看護婦志願」の婦人の話を、「妹お菊」を登場させて記述している。

それらに次いで、「戦争の目的」の箇所では、「一体戦争の目的は相手国の政府に我要求を聴入れさすれば宜しいのであるが、つまり我国は正義の為めに戦って戦勝の位地に立ち世界の強国となったから、我 天皇陛下は東洋の平和と人道の大義とを尚ばれて大概の事は彼に許してやられました。」(112頁)と「天皇陛下」の大御心を賞賛している。また「凱旋」の箇所では、「これ誠に我が国の名誉で、国威は世界に輝き渡りました。これより、今迄波さわがしかりし東洋の天地も、穏かになり、東洋の諸国民も枕を高くすることが出来ることになりました。それ故外国人は、皆我国民が武勇にすぐれて、正義人道のために戦った公徳を、ほめはやしてゐました。」(113-114頁)とあり、日本の「正義人道」「公徳」を正当化する誇大的、自己顕示的な

色彩を帯びた記述がある。

国際法や戦争、とりわけ日露戦争に関する記述がこの「第九章 義勇奉公」の中に位置付けられていることからもわかるように、同章ではその記述の全体を通して、修身教育と同文脈の忠君愛国心涵養という傾向が顕著に現れている。この点は横山『日本公民讀本』よりも一層その色を濃くしており、同書の国家主義的な性格が窺われる。

(3) 実業教育研究会『髙等補習 帝國公民讀本』(明治 39 年訂正 6 版)

実業教育研究会の著『髙等補習 帝國公民讀本』(文学社,1905・明治38年初版発行,1906・明治39年訂正6版発行)では、「第二十六 兵役」ばかりでなく、「第二十七 世界一周(一)」「第二十八 世界一周(二)」という世界地理の内容も加わり、且つ「第二十九 韓国」「第三十清国」、そして「第三十一 日露の関係」(末尾に「戦時国民心得節録」との記載あり)など、アジア諸国の地誌やロシアとの関係についても詳細な記述を盛り込んでいる。そして、それらに次いで「第三十二 沙河通信」「第三十三 海軍の任務」(末尾に「久松義典」との記載あり)「第三十四 わが海軍の偉勲」と章が続き、「第三十五 遠洋航海」「第三十六 海外移住」「第三十九 国民の覚悟」という内容がある。この「第三十九 国民の覚悟」では、

今の大日本帝国は、昔の大日本帝国ではない。憲法も制定せられた。国会も開設せられた。対等条約も実施せられた。わが国は、斯様に、面目を改めたから、我が国民は、貿易を盛にし、殖民などをも計り、膨張的事業を勉めて、国威国光を宣揚せねばならんのである。まして、日露開戦の今日、我等国民は、大に覚悟を定めて、彌々我が国運の隆盛を計り、我が国光を世界に耀かさねばならん。(138-139頁)

と,大国意識を称揚しつつ「日露開戦の今日」における国運発展への「国民の覚悟」を述べて いる。

(4) 林源一郎『家庭讀本 公徳と公民』(明治 41年)

林源一郎『家庭讀本 公徳と公民』(盛林堂,1908・明治 41 年発行)では,その「緒言」で「本書は高等小学校実業補習学校及び各夜学校等の修身科公民児童教科用書若くは参照書として用ひらるのみならず尚一般の家庭読本並に学校の賞与書等に充つることを得べし」としており,その「第三 公民編」には「兵役の義務」や「軍備と戦争」「大日本赤十字社」「外交」「戦争と平和」という見出しの内容がある。例えば,その「戦争と平和」には,

戦争の目的はた、対手国の政府に我が要求を聴入さすればそれで存分なのであるそれゆゑ人民たる者は決して対手国の人民の我国にある者を窘め又は攻撃するよーな挙動をしては成りません戦争は我危急存亡の一大事であるそれのみならず勝敗ともに敵味方の良民を殺傷し金銀を費し産業の発展を妨げるものにて一国大事であるから決して一時の憤怒や名利の為めに企てるものではありません若しその戦が一国の権利と存亡のためでなくその戦が不義の戦であれば国民がその禍を蒙るは云ふまでもなく祖先と子孫とに対して恥づべき極みである日本が今後正義の戦をするも不義の戦をするも少年諸君の力であります(71-72 頁)

との記述がある。これは竹越『人民讀本』における「第二十三章 戦争と平和」の箇所にある記述内容とほぼ同様の論旨のものであり、先の普通教育研究会『公徳養成 國民新讀本』等と同じく、『人民讀本』の記述を模倣・引用している。その他にも、同書のそれぞれの箇所の記述には、既に刊行されている他の公民読本との記述内容の類似が多くあり、「外交」の見出しの記述には、先に引いた國民教育社編纂『公民讀本』(1902・明治 35 年)「第十五章 外交」の記述の一部とほぼ同様の趣旨の記述が見られ、また上に引いた「戦争と平和」のみならず、「軍備と戦争」の記述にもまた、竹越『人民讀本』の「第十三章 軍備の目的」「第十四章 戦争の目的」の両章の内容とほぼ同様の論旨、表現がある¹⁹。

(5) 泉屋清次郎・宇野三郎【髙等明治公民讀本】(明治 42年)

泉屋清次郎と宇野三郎の共著『髙等明治公民讀本』(弘道館,1909・明治 42 年発行)の場合,その各章の記述のほとんどは、従前に刊行されていた公民読本や、各種の文書からの直接引用により構成されている。「第二十一課 陸軍と海軍」と「第二十二課 軍艦の種類」には引用出典の記載がないが、「第二十三 兵役」は『公民讀本』よりの引用、「第二十四課 軍用軽気球」は『中学新讀本』、「第二十五課 軍旗」は『歩兵軍事一斑』、「第二十六課 赤十字社」は『國民新讀本』、そして「第二十七課 外交」は『公民讀本』からの引用と明記されている。ここにいう『公民讀本』とは、その記述を確認すると、先に取り上げた國民教育社編『補習及夜學用書 公民讀本』(1902・明治 35 年)のことであることがわかる。

(6) 土屋良遵『法制経済教本』(大正元年)

土屋良遵『法制経済教本』(光風館書店, 1912・大正元年発行)では, その「例言」で,「本 書は実業補習学校・小学校補習科及び乙種実業学校・高等女学校,若しくは青年講習会・夜学 会等の教科用に充てんが為に,著述したるものなり。」としている一方,「本書は明治四十四年 七月文部省訓令第十五号の趣旨に従ひ、立憲法治国の臣民に必須なる法制及び経済に関する知 識を与ふると共に、深厚なる社会的感情を養ひ、以て本務の実行を促し、国民的修養を全うせ んことを目的とせり。」とあり、同書が中学校法制及経済科教科書に準じたものであることが言 及されている。またそこでは、「法制・経済は修身科の一部と見做すべき教科なるを以て、本書 に於ては道徳と法制・経済との相互関係を明かならしめ、特に忠孝一致・愛国奉公・国家の独 立等に関する国民道徳の特質を悟了せしむることに努めたり。| としており、「法制・経済」と 「修身科」の関係について、「法制・経済は修身科の一部」との興味深い指摘をしている。また 「例言」には「本書の叙述は努めて乾燥無味に陥ることを避け、平易簡明にして趣味ある文章を 用ひ」とあるが、その記述は中学校法制及経済科教科書と同じく、実質的に「乾燥無味」であ ることを免れ得ていない。「第十三章 条約及び国際関係 | (43-46 頁) は実質見開 2 頁という記 述分量であり、条約や外交官などに関する簡略な説明をするに止まるもので、他の公民読本や 国定修身書とはその性格が異なっている。例えば、「国際関係」については、「各国家は相互に 平等なるが故に、各国互に其の権利を尊重するときは国交は平和に維持せらる。然れども若し 国家間に於て是等の権利の衝突するときは国際紛争を生ず。故に国際関係は平時関係と国際紛 争とに分たる。」(44-45頁),そして「戦争」についても,同章末尾補遺において「交戦国相互 の対抗に始まり、平和条約の締結又は絶対的の服従によりて終了す。戦争行為は国際慣例又は 条約により残酷・虚偽其の他卑劣手段を禁ぜらるゝものとす。」(46 頁) と戦争法に関する簡略 な説明があるのみである。

5. 自治民育の公民読本における「外交」「戦争」記述の特質

以上、明治後期に刊行されていた幾つかの公民読本において、「外交」や「戦争」等がどのように記述されていたのか、その内容を吟味してきた。最後に、本稿で取り扱ったものに限ってみた場合の、その記述内容等の全体的傾向とその特質を確認してみよう。

第一に、それぞれの公民読本の記述構成、叙述方法は各様であり、一主人公の成長物語の構成をとり日清・日露戦争を記述するもの、外交や条約、国民としての心得をやや詳しく概説的に説明するもの、村落社会の例話を出して記述するもの、僅かに概念を簡略に解説するもの、そのほぼすべての記述を他の公民読本や文書からの引用を充てるものなど、様々なものがあった。更に、横山『日本公民讀本』のみならず、特に、先行して刊行されていた竹越與三郎『人民讀本』を参照・模倣し直接引用する公民読本が多かったことは注目される。両書、とりわけ竹越『人民讀本』の、後の公民読本に与えた影響力の大きさを窺わせる。ただし、『人民讀本』からの引用はあくまで便宜的、部分的なものであり、『人民讀本』そのものの底流にある能動的な立憲「人民」育成という全体論旨は、本稿で取り扱った公民読本では模倣、流用されてはいない。

第二に、その叙述構成に一主人公の成長物語という形式を採る横山『日本公民讀本』は、その構成方法を、文盛堂編輯部編纂『補習家庭公徳教本』(榊原文盛堂、1903・明治 36 年)や、普通教育研究会『公徳養成 國民新讀本』に模倣されていたが、これらの公民読本では、主人公の「軍人時代」を記述する中で日清戦争あるいは日露戦争を描き、それを直接の題材としながら、そこに国際法や条約、日本赤十字社などに関する知識内容を織り込んでいたところにその特徴があった。そこには〈戦争の時代〉という時代状況が如実に現れていた。また、その中には対アジア蔑視と、自国の戦争行為を正当化する誇大独善的なショーヴィニズムを露わにする記述部分もあり、国威発揚、忠君愛国心を鼓舞せんとするような、「戦時」に対する明確な意識を持たせんとする意思が窺われた。

第三に、「天皇」への忠君の観念とともに愛国心を説き、外国人との和親の必要性、「文明国」の国民として持つべき外国人に対する心得を述べる内容が、上の「第二」の3書を除いたほとんどの公民読本にあった。特に市川源三『立憲國民讀本』の場合、「他村民」への心得とあわせて「外人」に対する心得を説いていた。それらの心得の記述は、幾つかの公民読本では共通して「国家の禍を及ぼすことなかれ」という国家主義的な観点が示されており、国民としての責務の意識と態度を啓蒙・教化せんとする性格が顕著であった。すなわちそこには、外国人への悪感情と危害が国家的利益に悖るという認識から、国家的利益を損なうことなきように国民として持つべき意識の範を示し、その行動を規制せんとする意図があったといえよう。この点は、同時期の中学校修身科教科書や後の国定修身書と同様の性格である200。こうした、当時の多くの公民読本に共通する、国民としての心得を強調する記述は、日本が「文明国」たらんことを目指し、その兆しが明らかになりつつあった時代状況の中、そうした心得が「大国民」の心性として要請されていたということの現れでもあったといえる。

第四に、横山『日本公民讀本』のように、外交や条約についての説明箇所において、「天皇陛下」の外交における主体性を述べているものがあり、またそうした記述を模倣、引用する公民

読本もあったという点である。「天皇陛下」が交わした条約であるからこそ,その条約国との親和が必要であると説くその論旨には,「忠君愛国」精神涵養の論理が明瞭に現れていた。ちなみに竹越『人民讀本』では,外交は「人民と人民」との交際から発生するもので,「御身等」は「日本を担当する一人」あるので「御身自ら外交官たると同一の心がけあることを要す」と述べられていたが²¹⁾,本稿で取り上げた明治後期の「自治民育」を旨とする公民読本の多くでは,こうした国民と外交との関係,国民の外交に占める主体的役割や意義について直接論及し,外交に対する複眼的思考・判断の必要性を訴えるような意味内容はなく,そうした『人民讀本』の外交記述を模倣、引用するものも見られなかった。

第五に、関連して、日本赤十字社についての記述の中では、その一部に人道について言及するものがあった一方、「皇后陛下」の「御思召」の意義を強調し、それを教育勅語の「博愛」と結びつけて解説していたものも見られた。こうした記述にもまた「忠君愛国」心を強調する性格の強さが窺われる。ただし他面、明治後期の中学校修身科教科書や明治末の国定高等小学修身書では、「俘虜」の取り扱いなど戦時国際法規の人道性について述べる記述が盛り込まれていたが、本稿で確認した限りでの公民読本の中には、直接そうした記述論旨を盛り込むものは、市川源三『立憲國民讀本』など一部のものにしか見られなかった。

最後に、その「戦争」記述の特質について触れておきたい。先行の竹越『人民讀本』を模倣、引用するもの以外で言えば、わずかに横山『日本公民讀本』が、戦争の目的やその生起理由を、「理非曲直」という語を用いながら「仲裁」の失敗の末に起こるものとし、日清戦争を「正義の戦争」として「唯隣国のために彼れの不法をせめたまでのこと」と述べていた。そして他方、國民教育社『補習及夜学用書 公民讀本』など、竹越『人民讀本』の「第十三章 軍備の目的」「第十四章 戦争の目的」「第二十三章 戦争と平和」の記述を部分的に要約してその論旨を引用するものが、以後の公民読本に散見されたことを考えると、主としてこれら横山・竹越の両者の公民読本の記述内容が、それぞれ明治後期の公民読本における「戦争」記述を実質的に牽引する模範的記述内容となっていたということができよう。井上哲次郎校閲・普通教育研究会編纂『公徳養成 國民新讀本』の場合に至っては、この両者の「戦争」記述の論旨を併記し、折衷させたような記述が見られた。

おわりに

かくして、これら諸特質は、ここで参照した公民読本が、主として地方農漁村民に実際的知識を与えんとする市町村「自治民育」の公民教育を旨とするものであったということにも関わる。日露戦後、迫り来る帝国主義体制への「体制的反応」²²⁾として地域再編施策を遂行する過程の中で行われていた、実業補習学校などでの「自治民育」は、村落共同体そのものの中のみならず、体制側の国家においてこそ重視されていた。そこで期待され涵養されようとしていた「外交」「戦争」認識は、忠君愛国の国民精神育成という枠組の中に位置づけられているという性格を色濃く持つものであった。本稿で取り上げた公民読本の記述を見る限りでは、国政に参加する「自主の民」、立憲「人民」育成を主旨とする竹越『人民讀本』の一部記述の引用を部分的に施したものがあった一方、横山『日本公民讀本』に代表されるように一人の成長物語の中で外交や日清・日露戦争を記述する、心情に訴えるような叙述の中で、国家的利益という観点から「国威」や国家への「義」を説き、更に「天皇陛下」の国策としての外交・条約締結の正

当性,「皇后」「博愛義俠」の意義を説く,「忠君愛国」の国民精神の涵養という側面をその底流 に持つ公民読本が大勢を占めていた。

以降は、同じく明治後期の実業補習学校用修身科教科書や勅語読本、そして、田中義一『壮丁讀本』(1916・大正5年)や阪谷芳郎『東京市民讀本』(1918・大正7年)、第一次大戦後の尾崎行雄『政治讀本』(1925・大正14年)などの大正期の公民読本における、「外交」「戦争」、さらには「軍備」「兵役」等の記述内容の特質を吟味することが課題となる。

*本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金 (若手研究 B 課題番号:13780148) による研究成果の一部である。

注

- 1) 宮坂広作「公民教育の思想と現実」(宮原誠―編著『日本現代史大系 教育史』東洋経済新報社,1963年,所収),同『近代日本社会教育政策史』国土社,1966年,131-134頁および210-215頁,宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会,1973年,山岸治男「明治後期農村における実業補習学校――宮城県の場合――」(日本教育社会学会『教育社会学研究』第32集,1977年)参照。
- 2) 千葉敬止『日本実業補習教育史』(東洋図書,1934・昭和9年)119頁。
- 3) 同上書, 316-335 頁。なお, 髙山次嘉「戦前における公民教育の展開」(日本公民教育学会編 『公民教育の理論と実践』第一学習社, 1992 年, 所収) 36 頁, 参照。
- 4) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第8巻』龍吟社,1939(昭和14)年,528-563頁。 なお,実業補習学校公民科に関する先行研究については,拙稿「戦前期日本公民教育史研究の 展開と意義」(『岩手大学文化論叢』第5輯,2002年)を参照されたい。
- 5) これに関連して、1924 (大正 13) 年に公布された実業補習学校公民科教授要綱における題目「国交」の基本的性格などについては、拙稿「大正後期の公民科教育論における国際協調観念極養論――実業補習学校公民科『国交』をめぐる<国家主義>と<国際主義>――」(早稲田大学教育学部『学術研究(地理学・歴史学・社会科学編)』第49号、2001年)を参照されたい。
- 6) 実業補習学校における公民科特設以前の「公民教育」の展開については、以下の文献に詳しい。高山次嘉「公民教育の源流」(『北海道教育大学紀要(第1部C)』第20巻第2号、1970年)22頁、広沢和雄「大正期における公民科教育研究——実践を中心として——」(日本社会科教育研究会『社会科研究』第19号、1971年)78-79頁、三宅宏司「我国における実業補習学校と『公民科』」(『大阪教育大学紀要』第25巻V部門第1号、1976年)、森部英生「大正デモクラシーと公民教育の形成」(『東京大学教育学部紀要』第17巻、1977年)、新田和幸「1910年代における『公民教育』に関する実証的研究」(『北海道教育大学紀要(第1部C)』第30巻第1号、1979年)、斉藤利彦「地方改良運動と公民教育の成立」(『東京大学教育学部紀要』第22巻、1982年)176-179頁、笠間賢二「地方改良運動と小学校(I)」(『宮城教育大学紀要』第29巻第2分冊、1994年)249-256頁、高山次嘉「学校の教科の誕生と消滅(公民科の場合)——教科構成の政治史——」(日本学校教育学会『学校教育研究』第9号、1994年)19-22頁、松野修『近代日本の公民教育——教科書の中の自由・法・競争——』名古屋大学出版会、1997年、150-276頁。
- 7) 松野,前掲書,159-165頁。なお,実業補習学校公民科で使用されていたとする「公民読本」と「公民科教科書」の書誌については,松野修「戦前公民科の基礎的研究——公民科履修者数と公民科教科書の分析——」(名古屋大学教育学部教育内容研究室『カリキュラム研究』第5号,1990年)13-35頁に詳しい。

- 8) 千葉, 前掲書, 132 頁。同様の指摘は, 同書 282-283 頁及び 338 頁, 千葉敬止『内外に於ける 輓近の公民教育と其方法』(教育研究会, 1926・大正 15 年) 6 頁にある。なお, 松野, 前掲書, 171 頁及び 229 頁, 参照。
- 9) なお関連して、この明治30年代半ばに隆盛していた小学校「国民科教材」(「国民的教材」) 論の中には、「外交」教材論が存在していた。その詳細については、拙稿「明治末期における小 学校国民的教材『外交』『国交』の検討——高等小学読本・修身書の記述内容と明治後期『国民 的教材』論——」(『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』第10号、2000年)135-139頁を参照 されたい。
- 10) 前掲抽稿「戦前期日本公民教育史研究の展開と意義」を参照されたい。なお、小山常実『天皇機関説と国民教育』アカデミア出版会、1989 年、497 頁、参照。
- 11) 松野,前掲書,160-162頁。ただし松野は,各種の公民読本の記述について,特定の内容領域に着目して,その記述内容を網羅的に検討する作業には立ち入っていない。なお,この後者の竹越や大隈の読本については,その外交や戦争に関する記述分量が比較的多く,またそれぞれ独特な内容を持つものでもあることから、あらためて別稿にて検討することにしたい。
- 12) 「無差別戦争観は、戦争の正当性が客観的に判断できないという国際社会の現実を率直に認め、むしろ確実に守られる保証のある実体法規を整備して、戦争行為を厳格に規制し、もって戦争の規模を抑制しようとするものである。しかし、この考えによると、戦争を行うこと自体は国家の主権的自由であり、原因が正当であるか否かはなんら問うところではない。」(筒井若水『戦争と法』東京大学出版会、1971 年、65 頁)。なお、田畑茂二郎「差別戦争観と無差別戦争観――法による平和をめざして――」(日本平和学会編集委員会編『講座平和学 II 平和の思想』早稲田大学出版部、1984 年、所収)142 頁、参照。
- 13) 牧原憲夫「万歳の誕生」(『思想』岩波書店,845号,1994年11月)参照。なお,牧原憲夫『客分と国民のあいだ――近代民衆の政治意識――』吉川弘文館,1998年,喜多村理子『徴兵・戦争と民衆』吉川弘文館,1999年,大門正克『民衆の教育経験――農村と都市の子ども――』青木書店,2000年,参照。
- 14) 拙稿「明治期の修身教育における国際法・国際道徳に関する内容の検討――中学校修身科 『国際』『人類ニ対スル責務』の性格――」(早稲田大学教育学部『学術研究(地理学・歴史学・ 社会科学編)』第48号,2000年),前掲拙稿「明治末期における小学校国民的教材『外交』『国 交』の検討しを参照されたい。
- 15) 慶応義塾福沢研究センター『近代日本研究資料(2)「人民讀本」(竹越與三郎著)』慶応通信, 1988 年, 46-47 頁, 参照。
- 16) ちなみに同書目次では、同課の名称は「他村他国の人に対する心得」となっている。
- 17) なお、同様に模倣するものに、文盛堂編輯部編纂『補習家庭公徳教本』(榊原文盛堂、1903・明治36年) がある。同書では「第四篇 徳太郎の軍人時代」が置かれている。
- 18) 前掲『近代日本研究資料(2)「人民讀本」』70-72 頁、参照。
- 19) 同上書, 46-49頁, 参照。
- 20) 前掲拙稿「明治期の修身教育における国際法・国際道徳に関する内容の検討」及び「明治末期における小学校国民的教材『外交』『国交』の検討!を参照されたい。
- 21) 前掲『近代日本研究資料(2)「人民讀本」』65頁,参照。
- 22) 堀尾輝久『天皇制国家と教育――近代日本教育思想史研究――』青木書店,1987年,159-165 頁,参照。

【付表】 明治後期の公民読本 (一部) と兵役, 軍事, 国際法, 外交, 赤十字社等, 関連の内容項目

| Jo 4- 4- | the transfer of the state | H # # 15 11 | 3 3.77.12. |
|--|---------------------------------|--|---|
| 発行年 | 著者・書名・出版社 | 内 容 項 目 | 該当頁 |
| 34 年初版, 1901・明治 | 本』開拓社(慶応義塾 福沢研究センター『近 | 「第十二章 陸軍と海軍」 「第十三章 軍備の目的」 「第十四章 戦争の目的」 「第十五章 陸海軍は何を為しゝか」 「第十六章 今日の陸海軍」 「第十七章 兵士としての心得」 「第二十一章 外交の事」 「第二十二章 我国と修交ある国民」 「第二十三章 戦争と平和」 | |
| 1901・明治 34年 | 『家庭補習国民讀本 巻ノ下』 | 「第四 兵制(附,海ゆかば)」 「第五 軍艦(附,七大強国の海軍比較)」 「第六 軍人への勅論(其一)」 「第七 軍人への勅論(其二)」 「第八 軍人への勅論(其三)」 「第九 谷村計介(附,靖国神社)」 「第十 明治廿七八年の役(附,義勇奉公)」 「第十一 台湾入」 「第十八 条約国(附,在外公館所在地) | 10-14 14-16 16-23 23-27 27-30 30-37 37-43 43-48 69-73 |
| 1902・明治 35 年 | 横山徳次郎『日本公民 讀本』寶文館 | 「第九章 太郎の軍人時代 上」(一年志願兵 挙国皆兵 三年の現役短期兵役 海軍の兵役 国民兵 太郎兄弟の発達 三郎の兵役 富子の心懸 富子の孝養) 「第十章 太郎の軍人時代 中」(外交 国際法 外交の破裂 開戦出師の準備 国民の義気 万歳の声 海軍の任務 陸軍と海軍 野戦病院日本赤十字社 我が軍隊の活気 媾和と仲裁 各約国 外交官)「第十一章 太郎の軍人時代 下」(平和終局 凱旋 論功行賞 太郎兄弟の名誉) | 77-84 84-96 96-100 |
| 1903・明治 36 年 | 横山徳次郎『增訂 高等 日本公民讀本』實文館 | 「第五章 我が国の条約国」 「九六 条約」「九七 外交」「九八 局外中立」「九九 条約国の大 勢」「一〇〇 対外心と愛国心」 | 177-183 |
| 1902・明治 35 年 | 市川源三『立憲国民讀本』育成会,仙鶴堂 | 「第二十三課 兵役の義務」 「第二十四課 兵士の心得」 「第二十七課 他村の人に対する務 附外人に対する務」(他村民に対して 外国人に対して 文明国の戦争 赤十字) 「第二十九課 勇士」 | 112-117 117-122 130-134 140-152 |
| 1902・明治 35 年初版, 1902・明治 35 年訂正 5 版 | 育社編纂『補習及夜学 | | 39-44 44-51 51-55 61-66 66-72 |
| | 育社編纂『補習及夜学 | 「第十三章 陸軍と海軍と」 「第十四章 兵役の義務」 「第十五章 大日本赤十字社」 「第十六章 外交」 「第十七章 修交条約国(上)」 「第十八章 修交条約国(下)」 | 26-28 29-32 32-34 34-37 37-40 40-42 |
| 1903・明治 36 年 | 文盛堂編輯部編纂『補 習家庭公徳教本』榊原 文盛堂 | 「第四篇 徳太郎の軍人時代」(兵役の義務 挙国皆兵 …(略)… 外交条約 外交官 国際法 仲裁 喧嘩 一国の権利と存亡 同盟国 開戦 開闢以来の大事 出師 国民の意気 義勇兵 モンテネグロの独立モンテネグロの勇武 名誉の出陣 改過 充員召集令 出征の軍人海軍の任務 海戦の用意 海戦 凱旋 論功行賞 勲章の種類 徳太郎兄弟の名誉 戦勝の位地 講和の勧告 戦争の目的 平和終局 野戦病院 赤十字社 赤十字社の目的 軍医部) | 46-73 |

土屋直人

| 37年初版, | 教育研究会編纂『公徳 | | 95-115 |
|--------------------|---|--|---|
| 1905・明治 38 訂 正 再 | 養成 国民新讀本』鍾美堂書店 | | |
| 版 | 大王百 伯 | 敵愾心 海軍の任務 海戦の用意 海戦開始 忠勇の将士 旅順殆んど 陥る 陸戦 赤十字社 看護婦志願 赤十字社の本部 戦勝の位地 講 | |
| | | 相 | |
| 1905・明治 | 実業教育研究会(著) | 「第二十六 兵役」 | 95-98 |
| 38年初版, | 『高等補習 帝国公民 | | 98-100 |
| 1906・明治 | | 「第二十八 世界一周 (二)」 | 100-103 |
| 39年訂正6 | | 「第二十九 韓国」 | 103-106 |
| 版 | | 「第三十 清国 | 106-112 |
| | | 「第三十一 日露の関係」 | 112-117 |
| | 1 | 「第三十二 沙河通信」 | 117-119 |
| | [| 「第三十三 海軍の任務」 | 119-124 |
| | | 「第三十四 わが海軍の偉勲」 | 124-129 |
| Ì | | 「第三十五 遠洋航海」 | 129-131 |
| | | 「第三十六 海外移住」 | 131-134 |
| | | 「第三十九 国民の覚悟」 | 131-134 |
| 1908・明治 | 實文館『実用事項補給 | The state of the s | 100 141 |
| 41年 | 讀本』 | (関連内容項目なし) | _ |
| | 林源一郎『家庭讀本 | 「第三 公民編」 | |
| 41年 | 公徳と公民』盛林堂 | 「兵役の義務」 | 63-65 |
| | | 「軍備と戦争」 | 65-67 |
| | 100 | 「大日本赤十字社」 | 67-68 |
| | | 「外交」 | 68-71 |
| | | 「戦争と平和」 | 71-72 |
| 1909・明治 | 泉屋清次郎・宇野三郎 | 「第二十一課 陸軍と海軍 (海軍区)」 | 93-99 |
| 42年 | 『高等明治公民讀本』 | 「第二十二課 軍艦の種類」 | 99-105 |
| | 弘道館教研 | 「第二十三 兵役」 | 105-107 |
| | | 「第二十四課 軍用軽気球」 | 108-114 |
| | | 「第二十五課 軍旗(軍隊ニ於ケル起居ノ定測)」 | 114-120 |
| | | 「第二十六課 赤十字社」 | 121-124 |
| | *** | 「第二十七課 外交」 | 124-128 |
| | ¥36 | 「第二十八課 外国貿易」 | 129-135 |
| | | 「第二十九課 通商条約」 | 135-138 |
| 1910・明治 | 大隈重信『国民讀本』 | 「第三篇 今上の御親政 | • |
| 43年 | 丁未出版社,寶文館 | 「第六章 国家の兵備! | 119-130 |
| · | The second se | 「第一節 軍備の要 | -10 100 |
| | | 「第二節 兵役の義務」 | |
| | 4 - 4 | 「第八章 国家の交際」 | 137-142 |
| | | 「第二節 世界的関係」 | |
| | | 「第二節 締盟国」 | |
| | | 「第十一章 国家の膨張」 | 163-170 |
| | | 「第一節 台湾及び樺太」 | |
| | | 「韓国の保護」 | |
| | | 「関東州の租借」 | |
| | ٠ . | 「第四篇 大国民の理想」 | |
| 1010 | | 「第二節 平和の人道」 | 195-197 |
| | 土屋良遵『法制経済教 | 「第十三章 条約及び国際関係」 | 43-46 |
| 元年 | 本』光風館書店 | 「条約」(条約改正 批准の方式 わが条約国) | |
| | | 「国際関係」(国家の権利) | 1. Ž |
| | | 「一 平時関係」(外交官 領事官) | |
| | | 「二 国際紛争」(国際紛争解決の手段 戦争) | |

^{*}上掲の各読本は、一部を除き、国立教育政策研究所教育図書館及び東書文庫に所蔵されているものである。